

3 海洋性レクリエーション活動等の安全性の確保

海域の適正な利用と放置艇問題の解消を図るため、既存の静穏水域の護岸を活用した係留施設や、公共空地等を活用した陸上保管施設の整備を推進し、圧倒的に不足するプレジャーボートの係留・保管能力の向上を図ります。また、港湾の利用上支障となっている所有者不明の沈没船の処理を推進し、港湾区域内の適正な水域の利用を図ります。このほかに、航行中の船舶の緊急時避難などへの対応を図るために避難港の整備を推進します。



▲運河・水路等の既存静穏水域や護岸を活用した簡易な係留施設（ポートパーク）のイメージ



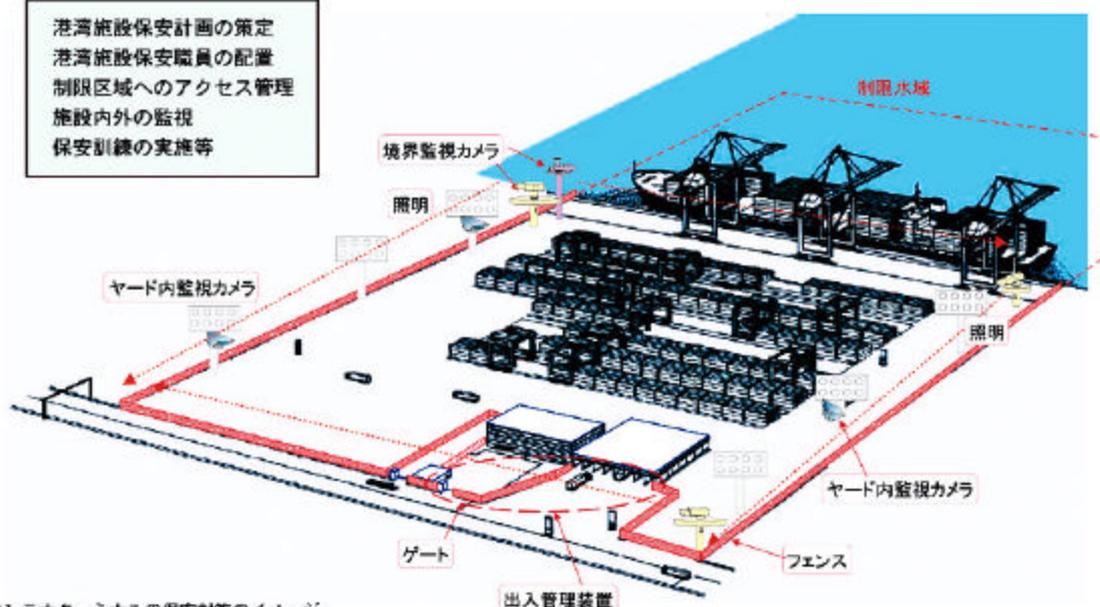
▲沈没船は、海域環境の形成等の支障となるため、港湾管理者により撤去・処分が実施される。

4 港湾におけるテロ等に備えた保安レベルの向上

2001年9月の米国同時多発テロの発生を契機に、2002年12月IMO（国際海事機関）において海上人命安全条約（SOLAS条約）の改正が採択されました。これを踏まえ、対象港湾施設において、フェンス、照明、監視カメラ等ハード対策及び制限区域の設定、保安管理者の配置等のソフト対策を講じ、保安レベルの向上を図ります。

ソフト対策

港湾施設保安計画の策定
 港湾施設保安職員の配置
 制限区域へのアクセス管理
 施設内外の監視
 保安訓練の実施等



▲高規格コンテナターミナルの保安対策のイメージ